

3. モニタリング測定値に係る対応基準値（全 β /全 α 放射能濃度比）の設定について

3.1 自動測定装置の更新後の対応基準値の設定方法

自動測定装置の更新後、一定期間のデータを蓄積し、対応基準値を設定する。蓄積するまでの期間は、暫定的に更新前の対応基準値を用いる。一定期間は原則として3年間とし、必要に応じて期間を変えることとする。

3.2 自動測定装置が更新された測定所の対応基準値の設定

辺戸岬測定所において自動測定装置が更新されたため、対応基準値を見直した。辺戸岬測定所及における更新前後の全 β /全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値を表5に示す。

表5 辺戸岬測定所における更新前後の
全 β /全 α 放射能濃度比の平均値及び対応基準値

	平均値	対応基準値
更新前*	1.3	2.0
更新後**	1.3	2.0

* 平成17年～平成19年から算出

** 平成23年3月～12月から算出

更新前後の全 β /全 α 放射能濃度比の平均値に差が見られなかったことから、対応基準値は更新前と同じ値を用いることとした。